

# 訴 状

情報公開一部開示決定処分取消請求事件

東京地方裁判所御中

2017年9月14日

原告 三宅 勝久

東京都杉並区阿佐谷南2-22-12第二森屋荘(送達場所)

070-5573-5805

被告 東京都

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

上記代表者兼処分庁 東京都知事小池百合子

訴訟物の価格 算定不能

貼用印紙代 1万3000円

予納郵券代 6000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、処分庁が2017年9月6日付で行った職員別給与簿（2014年～2017年分）の公文書一部開示決定中、別紙記載の情報を非開示とした処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の理由

### 第1 事実経過

原告は2017年8月23日、処分庁に対して、東京都情報公開条例（甲7）に基づき、

〈 知事特別秘書の職員別給与簿。現存するものすべて。〉

という内容で公文書開示請求を行った（甲1）。

これに対し処分庁は、同年9月6日、知事特別秘書の地位にある野田数氏、および尾崎美陽子氏（東京都が広報している氏名は宮地美陽子）の職員別給与簿と、過去に知事特別秘書の地位にあった福嶋輝彦、横田賢一両氏の職員別給与簿を請求対象の公文書として特定し、一部開示の処分を行ったうえで郵送にて原告に通知した（甲2）。

### 第2 非開示処分の違法性について

一部開示を行った文書における非開示情報のなかには、福嶋・横田秘書

に関する次の各情報が含まれている（以下「本件各非開示情報」という）。

○福嶋、横田関連

- ・ 発令年月日
- ・ 給料表
- ・ 給料表月額
- ・ 給料（調整額含む）
- ・ 地域手当
- ・ 期末手当
- ・ 課税分支給額計
- ・ 社会保険料
- ・ 課税対象額
- ・ 事業団掛金

（甲 3 ～ 5）

これらの情報を非開示とした理由について、処分庁は決定通知のなかで次のとおり説明している。

〈職員番号、住所及び給与に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、東京都情報公開条例第7条第2号（甲9）に該当し、既に公になっている情報を除き、非開示とする。〉

（甲 2）

しかし、本件各情報を非開示とした処分は、以下の理由から違法である。

知事特別秘書は、地方公務員法 3 条に基づき都条例で定めた特別職であり、その任命、給料表の選択および給与額の決定は、事実上知事に一任されている。すなわち東京都知事等の給料等に関する条例第 2 条は、「行政職給料表(一)及び別表第六指定職給料表の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額」と定めており、どの給料表のどの給料を支給するかについては、事実上全面的に知事の委任事項となっている(甲 8)。

知事特別秘書の氏名・略歴については広く公表されているほか、運転手がついた専用の公用車を持っている(甲 10)。さらに、都秘書課職員が原告に説明したところでは、勤怠管理も行われていない。専用の公用車を持ち、勤怠管理もなく、特別職で、かつ常勤職員の給与や手当を支給されるといった待遇の職員は、都職員のなかでもごく限られている。選挙や議決によって選ばれ、具体的な給与額も条例で定めている重責の職である知事、副知事、教育長、議長、常勤監査委員に比類する。大半の一般職職員や特別職の非常勤職員とはあきらかに異質の職である。よってその給与や手当の情報は公開されるのが社会通念上も当然であるし、これらを公開しても失われる利益はない。むしろ公開しない~~ことにより~~、<sup>ければ</sup>密室において給料額が決められる状態になり、勤務実態や職責の重さにふさわしくない違法な公金支出がなされても発見できず、見逃す結果になりかねない。

また現在の知事特別秘書 2 人(野田数・尾崎美陽子)については、給料額など本件各非開示情報に相当する情報が開示されている(甲 6、7)。それによって当該秘書ら個人がなんらかの利益を失った事実はない。本件各非開示情報は、~~東京都~~情報公開条例 7 条 2 項イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するというべきである。仮にそうでないとしても、本件各情報は、東京都情報~~公開~~<sup>非開示</sup>

## 第7条

公開条例/2 項口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたる。採用と給与額の決定が知事に一任され、特別職でありながら選挙や議会の同意を不要とするという知事特別秘書の特殊性をみれば、もはや情報公開によるほか、東京都住民らが公金の使途の適切さを監視する有効な手段は存在しないからである。

## 第3 結論

以上のとおり、いずれの本件各非開示情報を開示しても個人の権利利益を侵害するおそれはなく、東京都情報公開条例第7条第2号に定める非開示情報にあたらないことは明白である。よって、原告は被告に対し、東京都情報公開条例による情報開示請求権にもとづき、本件各情報にかかる処分の取り消しを求める。

## 証拠方法

甲1号証	行政文書開示請求書
甲2号証	一部開示決定通知書
甲3号証	職員別給与簿（2014年、福嶋・横田）
甲4号証	職員別給与簿（2015年、福嶋・横田）
甲5号証	職員別給与簿（2016年、福嶋・横田）
甲6号証	職員別給与簿（2016年、野田・尾崎）
甲7号証	職員別給与簿（2017年、野田・尾崎）
甲8号証	東京都知事等の給料等に関する条例
甲9号証	東京都情報公開条例
甲10号証	庁有車運転日誌

以上

## 別紙

### ○ 福嶋、横田関連（甲 3 ～ 5）

- ・ 発令年月日
- ・ 給料表
- ・ 給料表月額
- ・ 給料（調整額含む）
- ・ 地域手当
- ・ 期末手当
- ・ 課税分支給額計
- ・ 社会保険料
- ・ 課税対象額
- ・ 事業団掛金